

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金(環境改善コース)交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業事業者の物価高騰に対応した賃上げを推進するため、一定の賃金引上げに取り組む県内中小企業事業者が労働環境の改善に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業事業者 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和4年2月1日付け厚生労働省発基02015号）第2条に該当する事業者をいう。
- (2) 賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用する。
- (3) 労働環境の改善 設備投資やコンサルティング導入などにより、労働環境を改善することをいう。
- (4) 事業場内最低賃金 事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。この場合において、最賃法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

(補助金の交付)

第3条 別表1第1欄の補助対象事業者が、当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の事業場内最低賃金を30円以上引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定め、労働環境の改善に資する設備投資等を行った場合、同表の第2欄に掲げる補助対象経費に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 補助金の支給額は、補助対象経費に別表1第3欄に定める補助率を乗じた額又は同表第4欄に定める事業場内最低賃金の引き上げ額の区分ごとの引上げ労働者数に応じて定められた補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、厚生労働省のキャリアアップ助成金について、山梨労働局に支給申請を行い令和6年4月1日以降に支給決定の通知を受けた場合又は豊かさ共創スリーアップ推進協議会規約第5条によるスリーアップ推進宣言を行い、スリーアップ推進宣言企業として登録され、かつ、令和6年4月1日以降にキャリアアップ

プ・ユニバーシティの講座を修了若しくは受講申し込みをした場合は、同表第4欄の補助上限額に同表第5欄に定める額を合算して得た額を補助上限額とする。

- 3 本補助金の交付申請に当たって社会保険労務士に本補助金申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と別表2第2欄に定める上限額を比較した低い方の額を予算の範囲内で交付する。
- 4 本補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請書及び添付書類の様式等)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、令和7年12月5日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の申請の条件)

第5条 前条または第14条の規定による交付申請書の提出に当たっては、本補助金に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)に仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して報告しなければならない。ただし、交付申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。
- 3 次の各号に該当する場合には、第3条第2項の規定により算定した補助金の額に満たない額で交付決定をする場合がある。

(1) 予算上限に達した場合

(2) 補助対象事業者が第4条又は第14条に基づき複数の事業場の申請をする場合で、かつ、第3条第2項、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金(上乘せコース)交付要綱第4条第2項及び山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金(拡大コース)交付要綱第3条第2項の規定により算定した補助金の額の合計が1,000万円(キャリアアップ助成金の支給決定又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した場合

は1, 600万円)を超える場合

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出すること。ただし、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更で、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更
 - ロ 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出すること。
- (3) 知事は前2号の申請を認める場合は、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金(環境改善コース)事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、補助対象事業者へ通知するものとする。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 知事は、第5条の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第5条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、第6条第1項又は第15条第1項の規定による通知を受領した日から10日以内に山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金取下げ申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

- 3 補助対象事業者は、前項により事前着手した後に、第6条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助対象事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (6) 第4条の交付申請書の提出日から第12条第1項の実績報告書の提出日の前日又は第3条第1項に定める賃金額を引き上げてから6箇月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

イ 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）

ロ その者の非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

ハ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ニ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和8年2月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(追加の交付の申請)

第14条 補助対象事業者が、前条の額の確定後にキャリアアップ助成金の支給決定又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座の修了を受け、別表第1第5欄に定める額に係る補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請書兼実績報告書（様式第9号）にキャリアアップ助成金支給決定通知書の写し又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座修了証の写しを添えて、令和8年2月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、様式第10号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 知事は、第13条または前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、令和8年3月31日までに、補助金実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助対象事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第11号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第18条 補助対象事業者は、第12条第1項の実績報告書の提出日の前日又は第3条第1項に定める賃金額を引き上げてから6箇月を経過した日のいずれか遅い日から起算して1箇月以内に、状況報告書(様式第12号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第19条 規則第20条第1項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。)とする。

2 規則第20条第2号及び第3号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(帳簿の備付等)

第20条 補助対象事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

2 前条第2項に規定する財産がある場合は、その財産の処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、規則第20条による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(雑則)

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、

知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1
- この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2
- この要綱による規定は、施行日以後の交付決定分について適用し、施行日以前の交付決定分の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表 1

(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)			(第5欄)	
補助対象事業者	補助対象経費	補助率	賃金引上げ労働者数	補助上限額		補助上限乗せ額	
					事業場規模が 30人未満の事業所		事業場規模が 30人未満の事業所
次の①～⑪の全てを満たす中小企業事業者	謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、経営コンサルティング費、委託費		1人	300 千円	600 千円	300 千円	600 千円
①山梨県内に事業場があること。			2～3人	500 千円	900 千円	500 千円	900 千円
②事業場内最低賃金が1,500円以下であること。							
③令和6年10月1日から令和8年2月10日までに30円以上賃金引上げを行い、引上げ後の賃金額を事業場内で使用する労働者の下限賃金額に定め労働環境の改善に資する設備投資等を行っていること。			4～6人	700 千円	1,000 千円	700 千円	1,000 千円
④過去に中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）又は山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（環境改善コース）の交付を受けた事業場の場合、当該助成事業等完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業等において定めた事業場内最低賃金を下回らないこと。							
⑤申請日の前日又は賃金引き上げ日の早い方の日から起算して3箇月前の日から申請日までの間に当該事業場の労働者の解雇等※を行っていないこと。			7～9人	1,000 千円	1,200 千円	1,000 千円	1,200 千円
⑥県税を滞納していないこと。							
⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。	10人以上	1,200 千円	1,300 千円	1,200 千円	1,300 千円		
⑧山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者でないこと。							
⑨会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。							
⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。							
⑪政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。							

※解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合

別表2

(第1欄)	(第2欄)
対象経費	交付額
賃金アップ環境改善事業費補助金交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬	報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給額とする。年間契約を行っている場合は、賃金アップ環境改善事業費補助金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。 上限額 100千円